

(別添)

令和5年度環境再生事業等に関する基礎情報収集整理業務に係る仕様書

1. 件名

令和5年度環境再生事業等に関する基礎情報収集整理業務

2. 業務の目的

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、同年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が公布され、平成24年1月1日に全面施行された。

本特措法及び関連する法令に基づく環境再生に向けた取組に際しては、被災地の住民の理解と協力を得るため、原子力発電所の事故による環境の汚染への対処にあたって、事故由来放射性物質によって汚染された土壌や廃棄物等の処理に関する計画やその進捗等について、最新かつ正確でわかりやすい情報を適時適切な方法により提供する必要がある。このような状況・背景を踏まえ、本業務は、広く国民や企業、自治体に対して、環境再生への取組に関する理解を得るために、福島県内外における様々な知見や情報を最大限利用することを目的として、客観的な情報を分かりやすく整理するものである。

3. 業務の内容

(1) 環境再生事業等に関する記事等のクリッピング

原子力発電所の事故による環境の汚染等による環境再生に向けた取組や福島の復興に向けた取組に関する新聞記事等について収集し、共有すること。

また、著作権に関して、著作権を保有する情報提供者（以下に記載する対象となるメディアすべて）の所有情報（新聞記事等）を利用・販売することについて既に許諾を得ていること。なお、利用許諾に要する費用は請負者にて負担すること。

【対象期間】

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

【対象となるメディア】

全国紙朝刊（朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日経新聞、産経新聞）

地方紙朝刊（東京新聞、福島民報、福島民友、下野新聞、上毛新聞、茨城新聞、千葉日報、河北新報、岩手日報）

【配信日】

平日、土曜日に配信を行うこと。（日曜日、祝日、年末年始の配信は不要。翌平日

にまとめて配信を行うこと。)

【配信時間】

対象となるメディアのうち、全国紙朝刊に関しては原則として朝9時までに環境省職員110名程度に対して記事が閲覧できる状態にすること。ただし、地方紙朝刊に関しては、発行日から1～3日以内とする。

【配信方法】

配信時間までに、メールでの配信もしくは、Web上で閲覧したい記事が閲覧できるようにすること。その際、著作権上、問題がないよう留意すること。

【キーワード】

以下のキーワードが該当する記事を配信時間にメールもしくは、Web上で閲覧できるようにすること。キーワードについては環境省担当官と協議の上、必要に応じて追加等を行うこと。キーワードの記事ヒット件数は1ヶ月最大で1400件程度を想定している。

除染

除染、全員協議会、放射性物質汚染対処特別措置法、仮置場、フレコンバッグ、環境回復検討会

中間貯蔵

中間貯蔵施設、中間貯蔵施設地権者、中間貯蔵施設への輸送、中間貯蔵工事情報センター、除去土壌等、再生利用実証事業

指定廃棄物

指定廃棄物、仮設焼却施設、減容化施設、対策地域内廃棄物、リプルンふくしま、エコテック、クリーンセンターふたば

環境再生

特定復興再生拠点、帰還困難区域、汚染状況重点調査地域、IAEA、JAEA、放射線教育、放射性物質検査、放射線健康管理、環境再生プラザ、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、長泥、川内村、川俣町、田村市、南相馬市、相馬市、新地町、二本松市

※以下のキーワードは福島県、宮城県、栃木県、茨城県、千葉県、群馬県、新潟県、東京都、神奈川県、岩手県に関する内容に限る

一時保管、長期管理、指定解除、指定取消し、加速化事業、農業系廃棄物、林業系廃

棄物

※以下のキーワードは福島県、宮城県、栃木県、茨城県、千葉県、群馬県に関する内容に限る

環境大臣、環境副大臣、環境大臣政務官

※以下のキーワードは福島県に関する内容に限る

環境相、環境省、環境再生予算、用地補償、リサイクル、最終処分、不燃性廃棄物、県民健康管理調査、処理水、イノシシ、未来志向、再生可能エネルギー、グリーン復興、地球温暖化、SDGs、省エネルギー、脱炭素、環境先進地、リブランディング、FUKUSHIMA、復興

(2) 報告書及の作成

上記(1)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務実施期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで

5. 成果物

電子媒体：完了報告書 1部(A4判 15頁程度)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の

使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、変更契約を行うものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。